

第1編 総説

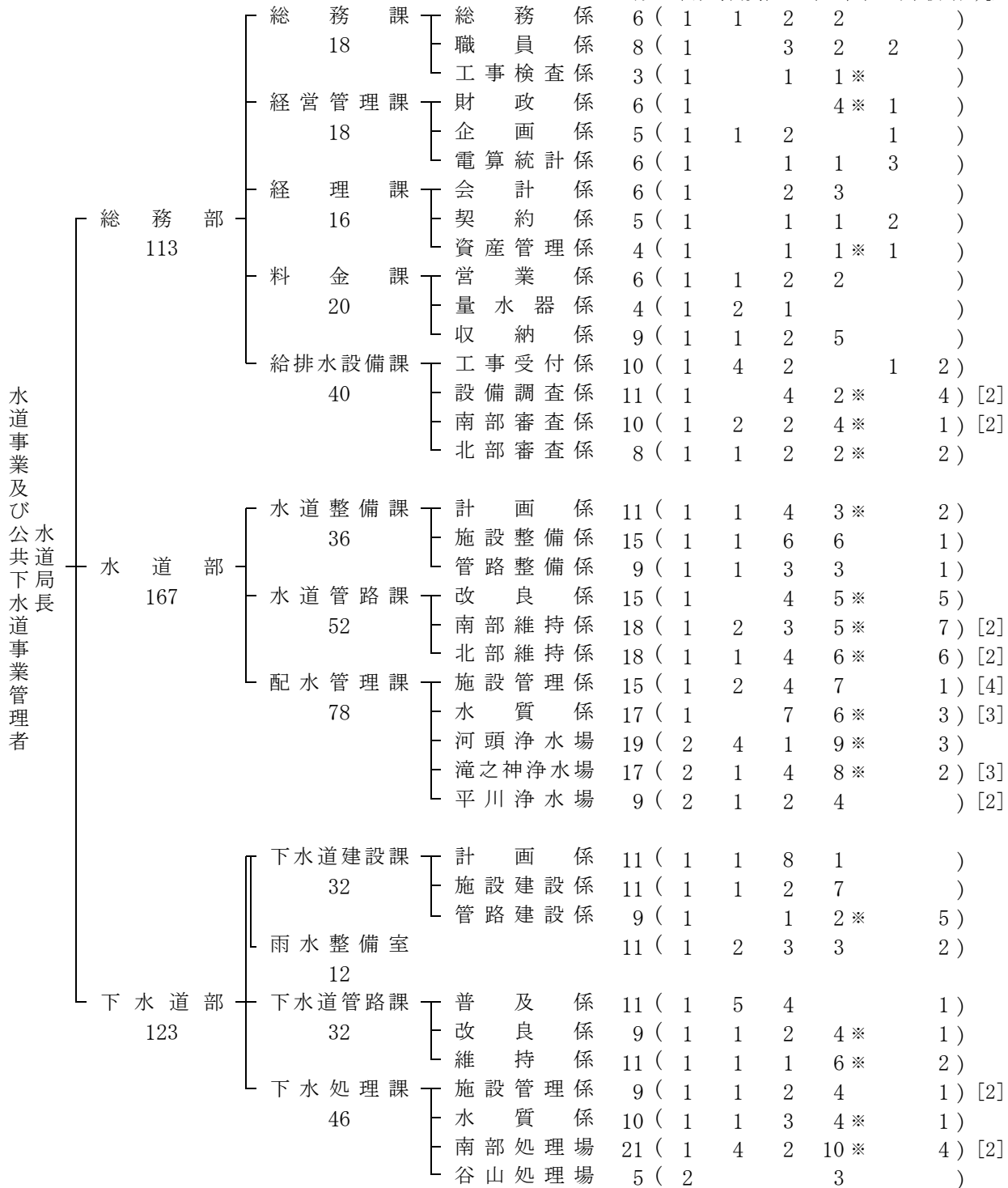
第1章 組織・人事

1. 機構図

(令和4年3月31日現在)

(単位：人)

(うち 長、専門員、主査、主任、主事、技師), [短時間再任用]



※フルタイム再任用職員を含む。

403 (管理者及び休職 (5人) は除く)

(注) 浄水場・処理場の長には副場長を含む。
南部処理場長は下水処理課長が兼ねる。

2. 事務分掌

令和4年3月31日現在

部・課・係名		事務分掌
総務部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ① 文書の收受、発送、整理及び保存に関する事。 ② 公印の保管に関する事。 ③ 儀式及び交際に関する事。 ④ 日本水道協会及び日本下水道協会の事務に関する事。 ⑤ 災害対策の総括に関する事。 ⑥ 局議・部課長会議の招集に関する事。 ⑦ 水道史の編さんに関する事。 ⑧ 万之瀬川水源基金との連絡調整に関する事。 ⑨ 車両管理の総括に関する事。 ⑩ 自動車の損害保険に関する事。 ⑪ 庁舎及び公舎の維持管理に関する事。 ⑫ 電話管理の総括に関する事。 ⑬ 防火管理の総括に関する事。 ⑭ 庁内の警備及び取締りに関する事。 ⑮ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑯ 局・部内の連絡調整に関する事。 ⑰ 課の予算及び経理に関する事。 ⑱ 課の文書に関する事。 ⑲ 局、部及び課の庶務に関する事。
	職員係	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の配置に関する事。 ② 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関する事。 ③ 職員の給与及び児童手当に関する事。 ④ 職員の諸税の源泉徴収及び納付に関する事。 ⑤ 退職者に対する給付に関する事。 ⑥ 職員及び職員以外の者の旅費計算に関する事。 ⑦ 職員の研修に関する事。 ⑧ 職員の労務管理並びに労働協約及び団体交渉に関する事。 ⑨ 職員の損害賠償に関する事。 ⑩ 職員の交通事故による損害賠償の総括に関する事。 ⑪ 職員の安全衛生及び公務災害補償に関する事。 ⑫ 鹿児島県市町村職員共済組合及び職員厚生会に関する事。 ⑬ 職員の被服の貸与に関する事。
	工事検査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 請負工事等の検査に関する事。 ② 開発行為等に係る水道施設及び排水施設の工事検査に関する事。 ③ 請負工事に係る資機材等の検査に関する事。
	経営管理課	<ul style="list-style-type: none"> ① 財政計画の策定に関する事。 ② 予算の編成、配当及び統制に関する事。 ③ 企業債の借入れ及び償還並びに一時借入金に関する事。 ④ 補助金の受入れに関する事。 ⑤ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑥ 公印の保管に関する事。 ⑦ 課の予算及び経理に関する事。 ⑧ 課の文書及び庶務に関する事。
	企画係	<ul style="list-style-type: none"> ① 経営に係る重要事項の企画、調整、調査及び研究に関する事。 ② 料金制度の企画及び研究に関する事。 ③ 事務・事業の考査に関する事。 ④ 事務改善の計画及び調整に関する事。 ⑤ 職員定数、組織及び事務分掌に関する事。

部・課・係名		事務分掌	
総務部	経営管理課	企画係	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 市議会に係る事項の総括に関する事。 ⑦ 経営審議会に関する事。 ⑧ 重要文書の審査に関する事。 ⑨ 条例、規則、規程及びその他法務に関する事。 ⑩ 管理規程の公布に関する事。 ⑪ 告示に関する事。 ⑫ 広報及び広聴に関する事。 ⑬ 情報公開制度の総括に関する事。 ⑭ 水道局が保有する個人情報の保護制度の総括に関する事。 ⑮ 報道機関との連絡に関する事。 ⑯ 特命事項に関する事。
		電算統計係	<ul style="list-style-type: none"> ① OA機器の利用に関する事。 ② 電算利用の企画及び調整に関する事。 ③ 電算の管理及び運営（上・下水道施設の制御等に係るものを除く。）に関する事。 ④ 電算利用業務の開発及び保存に関する事。 ⑤ データベースの管理に関する事。 ⑥ 統計の総括及び事業年報の作成に関する事。
	経理課	会計係	<ul style="list-style-type: none"> ① 決算及び財務諸表に関する事。 ② 業務状況の報告に関する事。 ③ 消費税及び地方消費税に関する事。 ④ 会計伝票等の審査及び執行に関する事。 ⑤ 現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。 ⑥ 会計伝票及び証拠書類の保管及び整理に関する事。 ⑦ 預り金及び預り有価証券の保管に関する事。 ⑧ 資金計画及び資金の運用に関する事。 ⑨ 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。 ⑩ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑪ 公印の保管に関する事。 ⑫ 課の予算及び経理に関する事。 ⑬ 課の文書及び庶務に関する事。
		契約係	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種工事の請負及び資機材の購入の契約に関する事。 ② 物品の購入及び修繕の契約に関する事。 ③ 印刷及び製本の発注契約に関する事。 ④ 委託業務の契約（別に定めがある場合を除く。）に関する事。 ⑤ 入札保証金、契約保証金及び違約金の徴収及び還付に関する事。 ⑥ 物品等の検収に関する事。 ⑦ 不用品の売却に関する事。
		資産管理係	<ul style="list-style-type: none"> ① 資産管理の総括並びに固定資産台帳の保管及び整理に関する事。 ② 不動産の取得に係る登記及び不動産の借用に関する事。 ③ 行政財産の使用許可に関する事。 ④ 普通財産の管理、貸付け及び処分に関する事。 ⑤ 資産の評価及び減価償却に関する事。 ⑥ 庁用備品管理の総括に関する事。 ⑦ 建物の損害保険に関する事。 ⑧ 水道、工業用水道及び下水道施設の事故による損害賠償の総括に関する事。 ⑨ 水道、工業用水道及び下水道施設等の賠償責任保険に関する事。

部・課・係名		事務分掌	
総務部	料金課	営業係	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用水量及び排除汚水量（以下「使用水量等」という。）の計量及び精査並びに認定に関すること。 ② 水道料金、工業用水道の料金及び下水道使用料（鹿児島市地域下水道条例第11条に規定する使用料を含む。）（以下「水道料金等」という。）に係る各種届出の受付及び処理に関すること。 ③ 水道料金等の調定及び納入通知に関すること。 ④ 水道料金等の減免及び調定更正に関すること。 ⑤ 共同住宅（店舗又は事務所が併設されている共同住宅を含む。）又は所有者の負担となる遠隔測定式水道メーター及び集中検針盤が取り付けられている建物（以下「共同住宅等」という。）の各戸検針及び各戸の水道料金等（工業用水道の料金を除く。）の収納の契約に関すること。 ⑥ 私設消火栓の使用に関すること。 ⑦ 船舶給水に関すること。 ⑧ 検針業務等の委託契約に関すること。 ⑨ 給水装置の漏水等の調査の委託及び処理に関すること。 ⑩ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑪ 公印の保管に関すること。 ⑫ 課の予算及び経理に関すること。 ⑬ 課の文書及び庶務に関すること。
		量水器係	<ul style="list-style-type: none"> ① 量水器の入庫、出庫及び保管並びに貯蔵計画に関すること。 ② 量水器の整備、試験及び検査に関すること。 ③ 量水器の取替えに関すること。 ④ 量水器の設置を伴う給水及び排水の開始並びに量水器の撤去を伴う給水及び排水の休止の実施に関すること。 ⑤ 量水器に係る調査及び研究に関すること。 ⑥ 量水器の亡失及び損傷に伴う損害賠償に関すること。
	収納係	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道料金等の収納に関すること。 ② 転居精算等の受付及び処理に関すること。 ③ 水道料金等の過誤納金の還付に関すること。 ④ 滞納に係る水道料金等の収納及び納付督促に関すること。 ⑤ 給水の停止処分及び給水の再開に関すること。 ⑥ 滞納に係る水道料金等債権の差押処分等に関すること。 ⑦ 水道料金等の不納欠損処分に関すること。 	
	給排水設備課	工事受付係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備に係る工事の受付及び諸届出の受付並びに連絡に関すること。 ② 指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者の指定、指導及び講習に関すること。 ③ 給水装置、給水施設及び排水設備の構造及び材質等の基準に関すること。 ④ 給水装置、給水施設及び排水設備の修繕に関すること。 ⑤ 給水負担金並びに指定、設計審査及び工事検査に係る手数料（地域下水道条例第13条に規定するものを含む。）に関すること。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑦ 公印の保管に関すること。 ⑧ 課の予算及び経理に関すること。 ⑨ 課の文書及び庶務に関すること。

部・課・係名		事務分掌	
総務部	給排水設備課	設備調査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備に係る相談、問い合わせ等の受付、検査及び処理並びに連絡に関すること。 ② 井戸等水道以外の水の排除汚水量の認定の定期調査及び処理並びに連絡に関すること。 ③ 給水装置、給水施設及び排水設備の適正使用等の調査及び処理並びに連絡に関すること。 ④ 給水装置、給水施設及び排水設備の改善指導に関すること。 ⑤ 給水装置、給水施設及び排水設備工事に伴う鹿児島市道の占用許可等の申請に関すること。
		南部審査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備工事の設計審査及び工事検査（地域下水道条例第7条第2項に規定するものを含む。）に関すること。 ② 給水装置、給水施設及び排水設備工事の監督及び取締りに関すること。 ③ 井戸等水道以外の水の排除に係る汚水量の当初認定に関すること。 ④ 給水装置台帳及び排水設備台帳のファイリングに関すること。
		北部審査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備工事の設計審査及び工事検査（地域下水道条例第7条第2項に規定するものを含む。）に関すること。 ② 給水装置、給水施設及び排水設備工事の監督及び取締りに関すること。 ③ 井戸等水道以外の水の排除に係る汚水量の当初認定に関すること。
水道部	水道整備課	計画係	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設及び工業用水道施設建設に係る各種許認可の申請に関すること。 ② 水道事業及び工業用水道事業の基本計画の策定及び総合調整に関すること。 ③ 水道施設及び工業用水道施設建設改良計画の基本調査及び設計に関すること。 ④ 小規模水道との調整に関すること。 ⑤ 開発行為等に伴う水道施設の建設の協議及び工事負担金に関すること。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑦ 部内の連絡調整に関すること。 ⑧ 公印の保管に関すること。 ⑨ 課の予算及び経理に関すること。 ⑩ 課の文書に関すること。 ⑪ 部及び課の庶務に関すること。
		施設整備係	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄水場施設及びその他関連施設（以下「浄水施設等」という。）に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ② 水源地、配水池及びその他関連施設（以下「水源地等」という。）に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ③ 導水管（ずい道を含む。以下同じ。）、送水管、配水本管、配水支管等（以下「管路施設等」という。）のうち、土地区画整理事業区域内を除く導水管、送水管及び配水本管に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ④ 開発行為等に係る水道施設工事のうち浄水施設等及び水源地等の設計審査に関すること。 ⑤ 小規模水道の浄水施設等及び水源地等に係る技術指導に関すること。

部・課・係名		事務分掌	
水道部	水道整備課	管路整備係	<ul style="list-style-type: none"> ① 管路施設等のうち、配水支管の建設改良工事（水道管路課の所掌に係るものを除く。）及び土地区画整理事業区域内で行う導水管、送水管、配水本管に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ② 開発行為等に係る水道施設工事のうち管路施設等の設計審査に関すること。 ③ 小規模水道の管路施設等に係る技術指導に関すること。
	水道管路課	改良係	<ul style="list-style-type: none"> ① 管路施設等の移設依頼工事の受付に関すること。 ② 管路施設等の移設依頼工事及び配水支管の改良工事に係る設計及び施行に関すること。（土地区画整理事業区域内及び配水管理課が所管する用地内を除く。） ③ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ④ 公印の保管に関すること。 ⑤ 課の予算及び経理に関すること。 ⑥ 課の文書及び庶務に関すること。
		南部維持係	<ul style="list-style-type: none"> ① 配水管（送水管で配水管を兼ねるものを含む。以下同じ。）及びその他付属施設（以下「配水管等」という。）の維持管理及び操作に関すること。 ② 他工事現場における事故等の防止対策に係る立会い、協議、巡視及び点検に関すること。 ③ 道路内漏水修繕の施行並びに管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ④ 応急給水に関すること。 ⑤ 断水広報に関すること。 ⑥ 公設消火栓の使用に関すること。 ⑦ 道路等の占用許可の申請及び更新に関すること。 ⑧ 漏水調査の計画策定、実施及び漏水の修繕に関すること。 ⑨ 管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る水道配管情報の更新及び管理に関すること。
		北部維持係	<ul style="list-style-type: none"> ① 配水管等の維持管理及び操作に関すること。 ② 他工事現場における事故等の防止対策に係る立会い、協議、巡視及び点検に関すること。 ③ 道路内漏水修繕の施行並びに管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ④ 応急給水に関すること。 ⑤ 断水広報に関すること。 ⑥ 公設消火栓の使用に関すること。 ⑦ 道路内の老朽給水管の取替えに関すること。 ⑧ 道路等の占用許可の申請及び更新に関すること。 ⑨ 漏水調査の計画策定、実施及び漏水の修繕に関すること。 ⑩ 管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る水道配管情報の更新及び管理に関すること。
	配水管理課	施設管理係	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄水場等の総括及び連絡調整に関すること。 ② 水源地等及び当該施設内の管路施設等の維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ③ 浄水施設等及び水源地等並びに当該施設内の管路施設等（万之瀬川導水管を含む。）の改良工事の設計及び施行に関すること。 ④ 浄水施設等及び水源地等並びに当該施設内の管路施設等（万之瀬川導水管を含む。）の管理図の調製及び保管に関すること。

部・課・係名		事務分掌	
水道部	配水管理課	施設管理係	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 配水管理の総括に関する事。 ⑥ 配水区域の調整に関する事。 ⑦ 無線電話の管理の総括に関する事。 ⑧ 受水及び分水に関する事。 ⑨ 水源地等の運転操作及び維持管理に関する事。 ⑩ 導水管、送水管の維持管理及び操作に関する事。 ⑪ 水源のかん養に関する事。 ⑫ 取水に伴う関係機関との連絡調整に関する事。 ⑬ 庁舎及び公舎の改良工事及び50万円以上の修繕工事の設計及び施行に関する事。 ⑭ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑮ 公印の保管に関する事。 ⑯ 課の予算及び経理に関する事。 ⑰ 課の文書及び庶務に関する事。
		水質係	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道及び工業用水道の水質管理に関する事。 ② 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び試験分析に関する事。 ③ 水道及び工業用水道に係る水質の試験の委託に関する事。
		河頭浄水場 滝之神浄水場 平川浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄水施設等の運転操作及び維持管理に関する事。 ② 水源地等の運転操作及び維持管理に関する事。 ③ 浄水施設等及び水源地等並びに当該施設内の管路施設等の維持補修工事の設計及び施行に関する事。 ④ 導水管、送水管の維持管理及び操作に関する事。 ⑤ 取水に伴う申請及び報告に関する事。
下水道部	下水道建設課	計画係	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道施設（雨水管きよを含む。）の建設に係る各種許認可の申請に関する事。 ② 下水道事業の基本計画の策定及び総合調整に関する事。 ③ 下水道の実施の調整に関する事。 ④ 建設改良事業の基本計画に関する事。 ⑤ 開発行為等に伴う排水施設の設置の協議に関する事。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑦ 部内の連絡調整に関する事。 ⑧ 公印の保管に関する事。 ⑨ 課の予算及び経理（雨水整備室に係るものを含む。）に関する事。 ⑩ 課の文書に関する事。 ⑪ 部及び課の庶務（雨水整備室に係るものを含む。）に関する事。
		施設建設係	<ul style="list-style-type: none"> ① 処理場施設、ポンプ場施設、汚水管幹線（管路建設係の所掌に係るものを除く。）その他付属施設の建設改良工事の設計及び施行に関する事。 ② 開発行為等に係る排水施設工事のうちポンプ場施設、汚水管幹線その他付属施設の設計審査に関する事。
		管路建設係	<ul style="list-style-type: none"> ① 面整備に係る汚水管幹線及び汚水管枝線その他付属施設の建設改良工事の設計及び施行に関する事。 ② 開発行為等に係る排水施設工事のうち汚水管枝線その他付属施設の設計審査に関する事。

部・課・係名		事務分掌
下水道部	雨水整備室	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道施設（雨水管きよ、雨水ポンプ場施設その他付属施設に限る。）（以下「下水道施設（雨水）」という。）の建設に係る各種許認可書類の作成に関する事。 ② 下水道施設（雨水）の各種計画の策定に関する事。 ③ 下水道施設（雨水）の建設改良工事、移設依頼工事及び維持補修工事の設計及び施行に関する事。 ④ 開発行為等に係る排水施設工事のうち下水道施設（雨水）の設計審査に関する事。 ⑤ 下水道施設（雨水）の工事の実施に伴う用地の取得及び補償に関する事。 ⑥ 下水道施設（雨水）の維持管理に関する事。 ⑦ 下水道施設（雨水）の無断工作物の撤去取締り及び行為の許可に関する事。 ⑧ 公共下水道台帳の調製及び保管に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。 ⑨ 室に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑩ 公印の保管に関する事。 ⑪ 室の文書に関する事。
	下水道管路課	<ul style="list-style-type: none"> 普及係 ① 排水設備の設置及び水洗化の普及促進に関する事。 ② 水洗便所改造資金の融資あっ旋及び助成に関する事。 ③ 既設の污水管に設置する取付管の設計及び施行に関する事。 ④ 既設の污水管に接続する私道の污水管その他付属施設の設計及び施行に関する事。 ⑤ 受益者負担金及び区域外流入分担金の賦課及び徴収に関する事。 ⑥ 受益者負担金及び区域外流入分担金の徴収猶予及び減免に関する事。 ⑦ 滞納に係る受益者負担金及び区域外流入分担金の収納に関する事。 ⑧ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑨ 公印の保管に関する事。 ⑩ 課の予算及び経理に関する事。 ⑪ 課の文書及び庶務に関する事。
		<ul style="list-style-type: none"> 改良係 ① 污水管その他付属施設（以下「污水管等」という。）の移設依頼工事の受付に関する事。 ② 污水管等の移設依頼工事及び改良工事等の設計及び施行に関する事。 ③ 老朽管路の改良計画の策定に関する事。
		<ul style="list-style-type: none"> 維持係 ① 污水管等の維持管理に関する事。 ② 污水管等に係る維持補修工事の設計及び施行に関する事。 ③ 他工事現場における事故等の防止対策に係る巡視、点検に関する事。 ④ 公共下水道台帳の調製及び保管に関する事（雨水に係るものを除く。）。 ⑤ 道路等の占用許可申請及び更新に関する事。 ⑥ 取付管の廃止に関する事。

部 ・ 課 ・ 係 名		事 務 分 掌	
下水道部	下水処理課	施設管理係	<ul style="list-style-type: none"> ① 処理場の総括管理及び連絡調整に関すること。 ② 下水汚泥堆肥化場の運転操作、維持管理並びに維持補修工事及び改良工事の設計及び施行に関すること。 ③ 錦江処理場等の運転操作、維持管理並びに維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ④ 処理場施設及びポンプ場施設の改良工事の設計及び施行に関すること。 ⑤ 下水汚泥の堆肥化その他処分に関すること。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑦ 公印の保管に関すること。 ⑧ 課の予算及び経理に関すること。 ⑨ 課の文書及び庶務に関すること。
		水 質 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道の水質管理に関すること。 ② 下水道に係る水質の調査及び試験分析に関すること。 ③ 排除汚水の水質に係る検査及び改善指導に関すること。 ④ 除害施設の設置の指導及び検査に関すること。 ⑤ 特定施設の届出の受付及び処理に関すること。 ⑥ 水質料金の適用に係る排除汚水の水質の認定に関すること。 ⑦ 下水道に係る水質の試験の委託に関すること。
		南部処理場 谷山処理場	<ul style="list-style-type: none"> ① 処理施設等の運転操作及び維持管理に関すること。 ② 処理施設等の維持補修工事の設計及び施行に関すること。

3. 年度別職員定数

年度	区分	職員定数 (人)	職員数 (人)
平成29		424	412
30		414	403
令和元		407	401
2		419	415
3		418	408

注 各年度末の数。管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

4. 年齢別・職種別職員構成表

令和4年3月31日現在

年齢	職種	事務職員		技術職員		計	
		職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)
21歳未満		1	1.1	5	1.6	6	1.5
21歳以上	26歳未満	5	5.6	22	6.9	27	6.6
26歳以上	31歳未満	4	4.4	30	9.4	34	8.3
31歳以上	36歳未満	7	7.8	52	16.4	59	14.5
36歳以上	41歳未満	6	6.7	35	11.0	41	10.0
41歳以上	46歳未満	18	20.0	33	10.4	51	12.5
46歳以上	51歳未満	17	18.9	41	12.9	58	14.2
51歳以上	56歳未満	16	17.8	25	7.9	41	10.0
56歳以上		16	17.8	75	23.6	91	22.3
計		90	100.0	318	100.0	408	100.0
総年齢		4,087		13,594		17,681	
職員1人当たりの平均年齢		45歳5月		42歳9月		43歳4月	

注1 管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

注2 比率は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

5. 勤続年数別・職種別職員構成表

令和4年3月31日現在

年数	職種	事務職員		技術職員		計	
		職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)
1年未満		4	4.4	16	5.0	20	4.9
1年以上	5年未満	10	11.1	43	13.5	53	13.0
5年以上	10年未満	7	7.8	52	16.4	59	14.5
10年以上	15年未満	5	5.6	41	12.9	46	11.3
15年以上	20年未満	6	6.7	27	8.5	33	8.1
20年以上	25年未満	18	20.0	32	10.1	50	12.3
25年以上	30年未満	18	20.0	42	13.2	60	14.7
30年以上	35年未満	11	12.2	22	6.9	33	8.1
35年以上		11	12.2	43	13.5	54	13.2
計		90	100.0	318	100.0	408	100.0
総勤続年数		1,880		5,563		7,443	
職員1人当たりの勤続年数		20年11月		17年6月		18年3月	

注1 管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

注2 比率は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

6. 職種別給与内訳表

令和4年3月31日現在

職 種		事務職員	技術職員	計
区 分				
年間延職員数	(A)	1,080 人	3,811 人	4,891 人
給 料	(B)	349,069 千円	1,154,710 千円	1,503,779 千円
平均給料額	(B)/(A)	323 千円	303 千円	307 千円
基 本 給	(C)	357,019 千円	1,200,016 千円	1,557,035 千円
平均基本給額	(C)/(A)	331 千円	315 千円	318 千円
時間外勤務手当		20,053 千円	76,787 千円	96,840 千円
特殊勤務手当		55 千円	6,882 千円	6,937 千円
期末勤勉手当		136,274 千円	452,916 千円	589,190 千円
その他手当		22,833 千円	81,431 千円	104,264 千円
手 当 小 計	(D)	179,215 千円	618,016 千円	797,231 千円
年間支給額	(E)=(C)+(D)	536,234 千円	1,818,032 千円	2,354,266 千円
平均月収額	(E)/(A)	497 千円	477 千円	481 千円

注1 管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

注2 基本給=給料+扶養手当

注3 手当小計は扶養手当を含まない。

7. 勘定別職員数

(1) 水道事業

令和4年3月31日現在

職 名	特 別 職	一 般 職	計
勘 定	(人)	(人)	(人)
損益勘定所属職員数	1	214(18)	215(18)
資本勘定所属職員数	0	32	32
計	1	246(18)	247(18)

注 ()内は、再任用短時間勤務職員について外書き

(2) 公共下水道事業

令和4年3月31日現在

職 名	特 別 職	一 般 職	計
勘 定	(人)	(人)	(人)
損益勘定所属職員数	0	122(6)	122(6)
資本勘定所属職員数	0	40	40
計	0	162(6)	162(6)

注 ()内は、再任用短時間勤務職員について外書き

第2章 広報広聴活動

1. 広報活動

市民に水道・公共下水道事業への理解と協力を得て、円滑な事業運営を図るため、令和3年度は次のような取組みを行った。

(1) 市民のひろばへの掲載

- (4月号) ・水道のメーターボックスの取り換え、給水装置の修繕
- (5月号) ・公共下水道事業受益者負担金
・高齢者宅給水装置の無料点検
- (6月号) ・飲用井戸・貯水槽水道の衛生管理
・水道料金・下水道使用料の支払いは口座振替で
・水道管と井戸などの管との接続は法律で禁止されています
・水洗化工事はお早めに
- (7月号) ・排水設備の維持管理を
・水道料金の各戸検針・各戸徴収
・今年度の公共下水道（汚水）の整備
- (8月号) ・水道メーターの取り換えにご協力を
・グリーストラップは定期的に清掃を
・「鹿児島市上下水道ビジョン」及び「第2期鹿児島市上下水道事業経営計画」素案
についての意見募集
- (9月号) ・下水道の普及促進
・排水管清掃の訪問営業に注意
・鹿児島市水道事業及び公共下水道事業経営審議会委員の募集
- (10月号) ・水道料金のお支払いは期限内に
・洗濯排水などの汚水は汚水用の排水管へ
- (11月号) ・入札参加資格審査申請の受け付け（水道局の業務委託等）
・排水口から臭いがしませんか
・所有者設置のメーターの取り換え
- (12月号) ・入札参加資格審査申請の受け付け（水道局の業務委託等）
・大切な水～水漏れの確認を～
・水道管を寒さから守りましょう
・暮らしのカレンダー
(年末年始の市営施設などの休業・休館日/お客様料金センター)
- (1月号) ・入札参加資格の追加登録受け付け（水道局の業務委託等）
・汚水ますは定期的に掃除を
・水道料金・下水道使用料のアパート料金制度
- (2月号) ・水道管を寒さから守りましょう
・家屋解体・改造に伴う工事申請
・水道モニター募集
- (3月号) ・引っ越しに伴う手続き（水道の手続き）
・水道メーターの検針にご協力を
・生ごみを粉砕する単体型ディスポーザは使用できません

(2) パンフレット類の作成（経営管理課作成分）

①「こんにちは！水道局です」

市の水道・公共下水道を使用している全世帯・事務所等へ配布

(前期号) 公共下水道の役割、水道事業・公共下水道事業の予算(令和3年度)の概要、水道事業・公共下水道事業(令和3年度)の主な取組み、水道局Q&A、水道局からのお知らせ ほか

(後期号) 水道水ができるまで(浄水場のしくみ)、使用水量等のお知らせ(検針票)の表示が変わります!、水道事業・公共下水道事業の決算(令和2年度)の概要、水道局からのお知らせ・お願い ほか

(3) 市政広報番組での放送

なし

(4) 各種行事

①「水道週間」行事の実施 令和3年6月1日(火)～7日(月)

スローガン : 生活も ウィルス予防も 蛇口から

・高齢者宅訪問点検サービス(新型コロナウイルス感染症対策のため中止)

給水区域内の70歳以上の人のみの世帯を対象とした給水装置の無料点検サービス

②「水の再生工場探検」の実施(新型コロナウイルス感染症対策のため中止)

目的: 処理場の施設見学や微生物と処理水の観察等を通して、下水道の役割やしくみに対する理解を深めてもらう。

・下水道のしくみや役割の説明

・南部処理場の施設見学

・微生物・処理水の観察

・水質実験

③「夏休み親子水教室」の実施(新型コロナウイルス感染症対策のため中止)

目的: 親子での浄水場見学や水に関する各種実験等を通して、水道に対する理解と関心を深めてもらう。

・水道のしくみについての説明

・平川浄水場の施設見学

・水の飲みくらべ

・かんたん工作

・水質実験

④「水のトラブル発生!!～ミッションを突破せよ!!～」の実施

(新型コロナウイルス感染症対策のため中止)

目的: 水道管の修理や漏水調査の体験等を通して、水道管の維持管理に対する理解と関心を深めてもらう。

・水道管のかんたん修理

・水漏れ調査

・水圧体験

・仕切弁操作ゲーム

⑤「下水道展かごしま」の実施 令和3年8月4日(水)～6日(金)

目的：公共下水道について、仕組みや維持管理状況等を紹介することで、市民に理解を深めてもらう。

場所：市立科学館2階 エントランスホール

- ・パネル、デザインマンホールの展示
- ・下水道クイズラリー
- ・ペットボトル観察
- ・マンホールカードのPR
- ・微生物の動画再生 など

⑥「下水道の日」行事の実施

標語：下水道 雨水も汚水も すーいすい

- ・未水洗家屋等の戸別訪問 (新型コロナウイルス感染症対策のため中止)

(5) 施設見学の受入れ状況

(単位：人、団体)

施設 見学者	河頭 浄水場	滝之神 浄水場	平川 浄水場	水道応急・ 維持管理 センター	南部 処理場	谷山 処理場	下水汚泥 堆肥化場	合計
子供	0	0	0	0	0	0	0	0
大人	2	0	2	22	0	0	19	45
合計 (団体数)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	22 (1)	0 (0)	0 (0)	19 (4)	45 (7)

※ 子供は中学生以下

2. 広聴活動

(1) 水道モニター活動（平成7年度事業開始）

① 目的

水道・公共下水道に対する利用者のニーズや意見を継続的に把握し、それらを事業運営に反映させサービスの向上を図る。

② 第27期水道モニター活動実施状況（令和3年4月委嘱）

- ・第1回モニター会議(災害について他) 令和3年 6月29日(火) 水道応急・維持管理センター研修室
 - ・第2回モニター会議(水道関係研修会) 令和3年10月 5日(火) 水道局大会議室
 - ・第3回モニター会議(下水道関係研修会) 令和3年11月10日(水) 水道応急・維持管理センター研修室
- ※第4回モニター会議は新型コロナウイルス感染症拡大のため開催中止

(2) 市政出前トークの実施

月	テーマ	内容	対象	参加者数
6月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	12人
7月	わが家の水道と下水道	水まわりの簡易な修繕方法など	高齢者サークル	13人

3. インターネットの活用

水道・公共下水道及び工業用水道事業について、あらましや主要施設の概要、経営状況、統計等の情報（12項目）を鹿児島市水道局のホームページで公表している。

（開設：平成10年9月1日、リニューアル：平成27年3月20日）

アドレス <https://www.city.kagoshima.lg.jp/suidou/index.html>

第3章 経営審議会

1. 名称 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業経営審議会
2. 設置根拠 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業経営審議会規程
3. 設置年月日 昭和43年4月15日
4. 目的 本市の水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の適正かつ合理的な運営と健全な経営を図る。
5. 所掌事務
 - (1) 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の運営に関すること。
 - (2) 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の経営に関すること。
 - (3) 水道事業及び公共下水道事業管理者からの諮問に関すること。
 - (4) その他特に管理者が必要と認める事項
6. 委員
 - (1) 委員の数 10人以内（現在10人）
 - (2) 現委員の構成

経済界	労働界	報道機関	学識経験者	利用者代表 (公募1人を含む)
2人	1人	1人	2人	4人

- (3) 現委員の任期 2年（令和4年1月1日～令和5年12月31日）
7. 謝金 1回の会議出席あたり 会長 11,200円
委員 10,000円

※鹿児島市報酬及び費用弁償条例第2条別表第2に規定する額に準じて支払っている。（平成20年6月1日改定）

8. 開催状況

年度	回次	議 題
令和元	第1回	平成31年度上・下水道事業及び工業用水道事業の予算の概要について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の平成31年度実施計画について
	第2回	平成30年度上・下水道事業及び工業用水道事業の決算について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の平成30年度実施状況について
令和2	第1回	令和2年度上・下水道事業及び工業用水道事業の予算の概要について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の令和2年度実施計画について
	第2回	令和元年度上・下水道事業及び工業用水道事業の決算について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の令和元年度実施状況について 次期経営計画等について
令和3	第1回	令和3年度上・下水道事業及び工業用水道事業の予算の概要について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の令和3年度実施計画について 鹿児島市上下水道ビジョンの素案について 第2期上下水道事業経営計画の素案について
	第2回	令和2年度上・下水道事業及び工業用水道事業の決算について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の令和2年度実施状況について 鹿児島市上下水道ビジョン、第2期上下水道事業経営計画のパブリックコメント 手続実施結果及び経営審議会でも出された意見への対応について